

「東京都指定排水設備工事事業者」新規指定申請のご案内

排水設備の新設等の工事は、管理者の指定を受けた者でなければ施行してはいけません。（東京都下水道条例第7条）

この指定を受けるための申請方法については、以下のとおりです。

書類等に不備があると受付できませんので、手続の前によくお読みいただき、準備をお願いいたします。

指定を受けるための要件

指定を受けるためには、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

① 都の区域内に事業所があること。（条例第7条の3第1項第1号）

- 東京都内に事業所（店舗）が存在することが必要です。
- 本社（本店）が都内に無い場合でも、都内に事業所を設けていれば、事業所としての指定が可能です。

② 東京都に登録している責任技術者を、事業所ごとに1名以上専任させること。（条例7条の3第1項第2号）

- 専任予定の方が「東京都の責任技術者」として未登録の場合には、事前に登録申請を行ってください。
- 「専任」とは、指定を受けようとする事業者の業務に専ら従事している状態のことをいい、非常勤（アルバイト、パートなど）や下請け等は含まれません。

③ 代表者が以下のいずれにも該当していないこと。（条例第7条の3第2項第1～4号）

- (1) 精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 条例の規定による届出がなされていない排水設備の新設等の工事を施行した者で、当該事実のあったときから2年を経過しない者
- (4) 条例の規定により指定を取り消されてから2年を経過しない者

必要書類

オンライン申請の場合には、必要書類をデジタルカメラ撮影やスキャナ等により、電子データ化していただく必要があります。

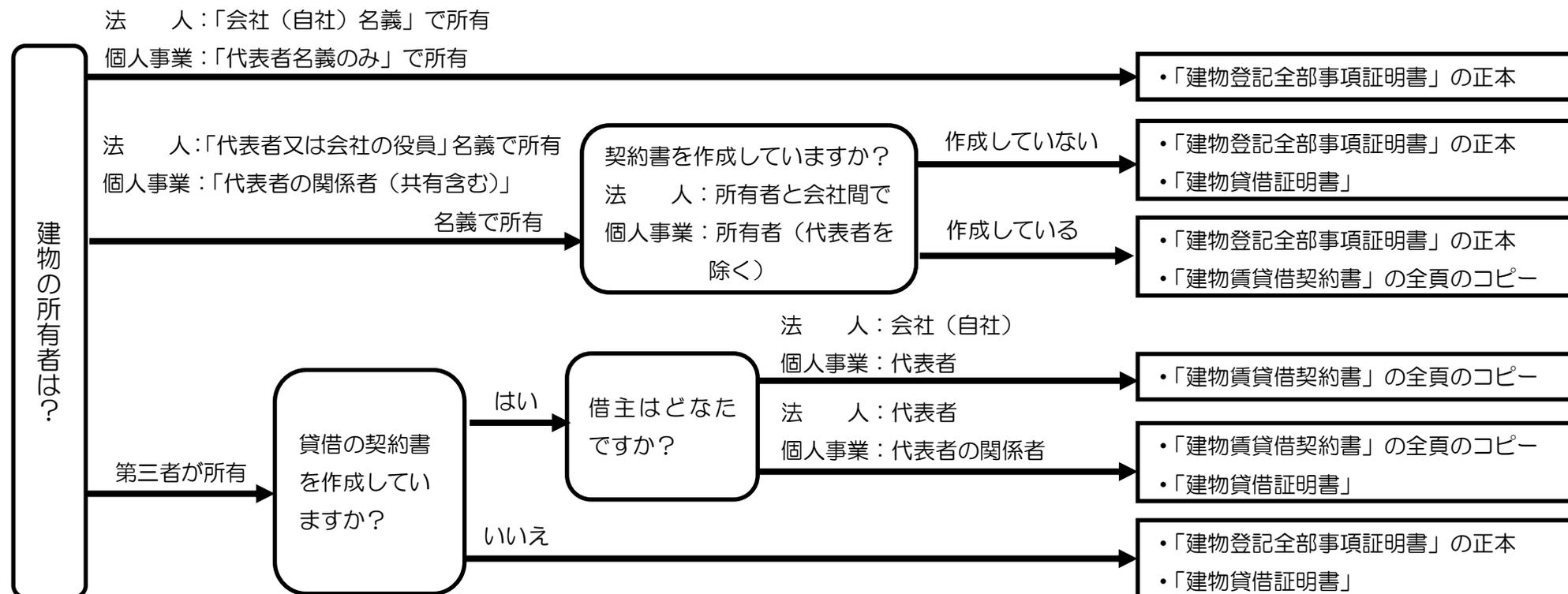
必要書類	注意事項	法人	個人事業
① 東京都指定排水設備工事事業者指定申請書 (第1号様式)	<ul style="list-style-type: none"> 様式はホームページからダウンロードできます。 (オンラインで申請を行う場合は不要です) 	○	○
② 商業登記履歴事項全部証明書	<ul style="list-style-type: none"> 全部事項証明書(謄本)の履歴事項証明書をご用意ください。 直近3カ月以内に発行されたもの。 代表権限がない方を代表者とする場合は、代表権限を持つ方からの委任状が必要です。(様式不問) 	○	—
③ 直近の確定申告書(B)の「第1表」及び「第2表」のコピー	<ul style="list-style-type: none"> 税務署の收受印が押印されていること。 個人番号が表示されていないこと。(当該記載部分を隠してコピーしたものを提出してください。) 事業開始直後でまだ確定申告を行っていない場合は、「事業開始等申告書(個人事業税)」のコピー又は「個人事業の開廃業等届出書」のコピーをご用意ください。 	—	○
④ 事業所の建物が都内に存在することの証明書類	<ul style="list-style-type: none"> 4ページの「※1 事業所の建物が都内に存在することの証明書類」をご覧ください。 	○	○
⑤ 専任する者全員の「排水設備工事責任技術資格者証」及び「排水設備工事責任技術者証」のコピー	<ul style="list-style-type: none"> 写真があるページのみ 	○	○



必要書類	注意事項	法人	個人事業
<p>⑥ 専任する責任技術者全員の雇用関係を証明するもの</p> <p>※以下のいずれか1点</p> <p>【法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人の氏名及び会社の社名が記載されている健康保険証の両面のコピー 注)被保険者記号・番号及び保険者番号をマスキング(右図)してコピーしてください。 健康保険組合が発行する健康保険加入者証明書 住民税・特別徴収税額の決定通知(特別徴収義務者用)のコピー(直近のもの) 雇用保険適用事業所情報 事業所別被保険者台帳の写し(書面) <p>【個人事業の方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 確定申告書Bのコピー又は所得税青色申告決算書のコピー(直近のもので個人番号を隠してコピーしたもの) ※個人番号が記載されていると受領できません。 ※上記③と同じ書類の場合は、ここでの提出は不要です。 	<p>・代表者や役員を専任する場合にも証明が必要です。</p> <div data-bbox="1064 316 1778 756" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>健康保険 本人(被保険者) 平成〇年〇月〇日交付 被保険者証 記号 [マスキング] 番号 [マスキング]</p> <p>氏名 ○〇 ○〇 生年月日 昭和〇年〇月〇日 資格取得年月日 平成〇年〇月〇日</p> <p>事業所所在地 ○〇区 ○〇 事業所名称 株式会社〇〇 保険者番号 [マスキング] 保険者名称 ○〇〇〇〇 保険者所在地 ○〇区 ○〇</p> </div> <p>・左記の書類が用意できない場合は、以下の2点両方をご用意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 直近1年分の従業員等全員分の源泉徴収簿(賃金台帳)のコピー 直近1年分の所得税納付領収書のコピー <p>※いずれの書類も用意できない場合は、事前にご相談ください。</p>	○	○
<p>⑦ レターパックプラス(520円) ※返信用</p>	<p>・指定事業者証(指定を受けたことを証明する書類)及び資料一式を下水道局から申請者へ返送するために使用します。</p> <p>・返送先の住所等を申請者ご自身で「お届け先」欄に記入してください。</p> <p>(オンラインで申請を行う場合は不要です)</p>	○	○

※1 事業所の建物が都内に存在することの証明書類

建物の所有形態によって、必要な書類が異なります。



<書類についての注意>

建物登記全部事項証明書	発行3カ月以内の正本をお持ちください。取得方法などは法務局にご確認ください。 ※「一部事項証明書」では受付できませんのでご注意ください。
建物貸借証明書	様式は、 東京都下水道局ホームページ からダウンロードしてください。 建物を貸借していることの証明書です。必要事項を記入してください。 貸主：建物の所有者または賃借人 借主：法人の場合は会社、個人事業の場合は代表者
建物賃貸借契約書	申請時において有効な契約書の全頁のコピーをご用意ください。（当初契約期間が過ぎ、自動更新の場合は、現在の賃貸借が確認できる書類（家賃の振込票など）もご用意ください。）

受付のながれ

申請の方法は、「オンラインによる申請」、「郵送による申請」及び「窓口による申請」の3つの中からお選びください。

	A オンラインによる申請	B 郵送による申請	C 窓口による申請
①書類の審査	<p>オンライン申請サイトから申請してください。</p> 	<p>必要書類を「簡易書留」で郵送によりご提出ください。</p> <p>【郵送送付先】 〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第二本庁舎 29階 「東京都下水道局 施設管理部 排水設備課 指定事業者担当」あて</p>	<p>東京都下水道局施設管理部排水設備課窓口（新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第二本庁舎南側 29階）までお越しください。</p> <p>【受付時間】 9:00～11:30、13:00～14:30 （土日祝を除く）</p>
②申請手数料等の納付 【申請手数料】 1件につき 10,300円（非課税）	<p>オンライン申請上で「クレジットカード決済」により申請手数料及び郵送料（※）をお支払いください。 （QRコード決済や電子マネー決済には対応していません。）</p>	<p>書類の審査完了後、申請手数料の請求書を申請者の住所宛に郵送しますので、お近くの金融機関でお支払いください。</p>	<p>書類の審査完了後、申請手数料の請求書を発行しますので、都庁舎内の金融機関（みずほ銀行及び郵便局）等でお支払いください。</p>
※オンライン申請の場合、別途【郵送料】520円（課税）	<p>※適格請求書（インボイス）について 「オンライン」申請者で適格請求書の発行を希望される方は、下記【問合せ先】まで連絡をお願いします。 「郵送・窓口」申請者の方は、申請手数料納付の際にお渡しした「請求書兼支払書」が適格請求書となりますので大切に保管してください。</p>		
③事業者証の交付	<p>手数料が決済及び納付済であることを確認し、後日、毎月1回～2回設定している指定日に合わせて「東京都指定排水設備事業者証」及び資料一式を下水道局から郵送いたします。 申請から交付までの詳しい日程をお知りになりたい場合は、東京都下水道局ホームページでご確認ください。</p>		

【問合せ先】東京都下水道局 施設管理部 排水設備課 指定事業者担当 電話：03-5320-6582（直通）